

高齢者虐待防止のための指針

富山赤十字訪問看護ステーション

1. 基本指針

当事業所では、利用者の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切ケアを一切行わないこととする。

また、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、指針を遵守して高齢者福祉の増進に努めるものとする。

【虐待の定義】

虐待とは、職員から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れがある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 性的虐待：利用者にいせつな行為をすること、または利用者をしていせつな行為をさせること。
- (3) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 介護放棄(ネグレクト)：利用者を虚弱させるような著しい減食または長時間の放棄、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (5) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会に関する事項

当事業所は、虐待発生防止及び早期発見に努める観点から、虐待対策委員会を設置する。

なお、当事業所の併設病院である富山赤十字病院 虐待対策委員会は年 2 回以上開催することとなっており、委員として管理者が参加する。

- (1) 病院内及び在宅看護訪問先等で発見された虐待事例又は虐待が疑われる事例の内容及び対応に関すること
- (2) 虐待に関する情報の収集及び院内でのマニュアル作成に関すること
- (3) 関連機関との連携に関すること
- (4) 虐待防止の啓発及び学習に関すること

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修を、原則として年 1 回以上実施する
- (2) 研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存する

4. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止責任者に報告する。
- (2) 虐待防止責任者は相談や報告があった場合、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い虐待を行った当人に事実確認を行い、必要に応じ関係者から事情を確認する
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合は、当人に対応の改善を求め、必要な措置を講じる
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、行政機関の担当窓口へ報告する
- (5) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会に置いて、当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、委員会に周知する
- (6) 虐待の発生後、再発が想定されない場合であっても事実確認の概要及び再発防止策を行政機関に報告する

5. 虐待発生時の対応に関する基本指針

虐待が発生した場合には、速やかに行政機関に報告するとともに、その要因の除去に努める。

客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利を生命の保全を優先する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じて適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族が自由に閲覧できるよう事業所内に常設し、またホームページに公表する。

8. その他の虐待防止の推進のために必要な事項

「3.虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように研鑽を図る。

付則

本指針は、令和5年12月1日より施行する